

第 1 学校事務の共同実施の背景

1 国の動向

「はじめに」で触れたように、今日の学校は、様々な教育課題に直面していることで、教員の業務量が増大し、教員が直接子どもと触れ合う時間に余裕がなくなっているなどの課題があり、その対応として、学校運営組織の見直しが必要である。

特に、国の中央教育審議会等では、そのための具体的な方策の一つとして、学校事務を効率的に執行するため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う「学校事務の共同実施」(以下「共同実施」という。)への取組を提言しており、一部の府県において、実施又は検討されている状況である。

年度	学校事務に係る国の中央教育審議会答申等の経過及び内容
10	<p>中央教育審議会答申 「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月)</p> <p>「学校の事務・業務の共同実施」 学校の規模や実態に応じて、<u>学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>学校の事務・業務の共同実施の推進の提言</p> </div>
16	<p>中央教育審議会 教育条件整備に関する作業部会 「義務教育費に係る経費負担の在り方について(中間報告)」 (平成16年5月)</p> <p>「3. 義務教育における教職員の重要性(事務職員の重要性)」 事務職員は、<u>学校における唯一の行政職として管理職の校務運営を支えている学校に不可欠の基幹的職員であり、(中略)多くの小・中学校では事務職員が1人配置であることから、これらの多様な業務を1人で処理しなければならず、事務職員が欠けた場合には学校運営に大きな支障が生じる。</u></p> <p>特に現在、<u>学校の自主性・自律性を確立すべく、学校への権限委譲や学校の裁量拡大が進められているが、これにより、事務職員の役割はますます大きく、かつ重要になる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>義務教育の教育条件の中で、事務職員は学校運営に必要な基幹的職員であり、その役割はますます重要になるとの報告</p> </div>

年度	学校事務に係る国の中央教育審議会答申等の経過及び内容
16	<p>中央教育審議会 「学校の組織運営の在り方について（作業部会の審議のまとめ）」 （平成16年12月）</p> <p>「（2）学校の組織体制の再編整備 - 事務処理体制の整備」 学校の権限の拡大などにより、学校が自ら責任を持ってその事務・業務を執行することが必要となる。そのなかで、<u>事務職員は、より効果的、効率的な事務処理を図り、事務執行や渉外などにおいて学校経営の専門スタッフとして中心的な役割を担うことが期待される。</u>しかし、特に小・中学校については、<u>事務職員の配置が1人のところが多く、十分な組織体制が取れず、教育行政サービスに差が生じたり、安定性に欠ける場合もある。</u></p> <p><u>事務処理体制が必ずしも十分でない小・中学校については、事務処理の効率化、標準化や職員の資質向上のため、事務の共同実施を推進する必要があると考える。</u>具体的には、拠点校に共同実施組織を置き、各校の事務職員が定期的に集まって共同処理を行う方式などが考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">学校運営を支える機能の充実のためには、事務処理体制の整備が必要であり、事務処理の効率化、標準化や職員の資質向上のため、事務の共同実施を推進する必要があるとの報告</p> </div>
17	<p>中央教育審議会 「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年10月）</p> <p>「第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める （1）学校の組織運営の見直し - ア 学校の自主性・自律性の確立」 学校運営を支える機能の充実のため、（中略）また、<u>事務の共同実施や共同実施組織に事務長を置くことを検討するなど、学校への権限移譲を更に進めるための事務処理体制の整備を進めることが必要である。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">義務教育改革の具体的な案の中で、学校運営を支える機能の充実のためには、事務の共同実施を検討する必要があるとの答申</p> </div>

年度	学校事務に係る国の中央教育審議会答申等の経過及び内容
18	<p>中央教育審議会 「今後の教員給与の在り方について（答申）」（平成19年3月）</p> <p>「第2章 教員の校務と学校の組織運営体制の見直し 1. 教員の校務と学校事務の見直し」</p> <p>教員が抱える事務負担を軽減するため、事務職員が学校運営に一層積極的に関わるとともに、そのサポートにより、教員の事務負担を軽減することができるよう、事務の共同実施の促進、事務職員の質の向上のための研修の充実などを行うとともに、教育委員会の判断により大規模な学校や事務の共同実施組織に事務長（仮称）を置くことができるように制度の整備を行うなど、事務処理体制の充実を図っていくことが必要である。（後略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>教員が子どもたちに向き合い、きちんと指導する時間を確保することができるよう、学校事務と組織運営体制の見直しを行うための具体的方策の中で、事務の共同実施の促進により、事務処理体制の充実を図っていくことが必要であることを提言</p> </div>